

倉敷市国際交流協会事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉敷市から交付される倉敷市国際交流基金から生じた運用益等を財源として、民間団体が、市民主体の国際交流・協力・貢献及び多文化共生に関する活動（以下「国際活動」という。）を行う場合に、必要とする経費の一部を補助することにより、市民主導の地域の国際化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間団体」とは、次のすべての要件を満たす組織をいう。

- (1) 倉敷市内に活動拠点（事務所、連絡先等）があり、構成員の過半数が倉敷市民（以下「市民」という。）であること。
- (2) 構成員の自主的な参加によって成立する組織であること。
- (3) 継続して国際活動を実施する組織であること。
- (4) 営利団体、学校法人、国際奉仕団体又は政治若しくは宗教活動を主たる目的とする組織でないこと。
- (5) 暴力団若しくはその統制下にある組織でないこと。

(交付の対象)

第3条 補助金は、民間団体が行う次の要件をすべて満たす事業について、別表1及び別表2の基準により、予算の範囲内において交付する。

- (1) 市民の国際活動を推進すること。
- (2) 団体によって自主的に運営・実施すること。
- (3) 原則として事業が広く市民に公開・開放されており、その効果が、市民の国際活動の推進に寄与すること。
- (4) 営利、政治又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 観光、語学研修又は留学等を主な目的としないこと。
- (6) 倉敷市や市の基金等から補助金を受けていないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業内容について倉敷市国際交流協会会長（以下「会長」という。）が適当と認める事業

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間団体は、次に掲げる書類を当該事業を実施する2週間前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 団体概要書等その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否、及び適合すると認める場合は補助金の額を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(変更申請)

第 6 条 前条の規定による通知を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、特に必要な理由により申請内容を変更するときは、所定の変更届を提出しなければならない。

2 会長は、変更届の提出があったときは、必要な審査を行い、適切であると認めたときには当該補助団体に変更後の補助金の額を通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書（領収書等支出を証明する書類を添付すること。）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 8 条 会長は、前条の実績報告の提出があったときは、必要な審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 前条の通知を受けた補助団体は、補助金を受けようとするときは、所定の補助金交付請求書を会長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 10 条 会長は、前 3 条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときには、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 補助団体が補助金を概算払で受けようとするときは、所定の補助金交付請求書（概算払用）を会長に提出しなければならない。
- 3 補助金の概算払を受けた補助団体の実績報告及び補助金の額の確定については、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。

(補助金の交付)

第 11 条 会長は、前 2 条の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第 12 条 会長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) 補助金交付申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 事業計画の内容と事実が著しく相違したとき。
- (4) 事業が完了しているにもかかわらず、事業報告が著しく遅延しているとき。
- (5) 予算の執行が不適當と認められるとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。